



Eld: Kou Mukai  
1-1307, 1-6, ASAHIMAE, ABENO, Osaka, Jap.

15. Dec '88 No. 322  
Asahi Communication

大阪府東本町の2丁目7-6, 1-1307  
Tel. 06-647-4089

運送物不法侵入罪という名の...  
● 海外新聞不敬罪が... 後日 No.1

▼12月8日、号新不敬罪が、(直接行動) 10号既報) から丁度一カ月目の午前10時、(「ホンポ」の音) がして、(「マ」が) やつてきた。前のがかたで頼みみの東京警視庁公安一課(山田武文)らで、「この前の押収品三具、全都返戻にきました」という。いつもなら電話などで「返すから」といって来い、「とつていたものだから持つてこい」といって、一と向うあるところ(「マ」が) 東京から、持参とは... (「マ」が) 持つてくるにしても、(「マ」が) 野郎がやつてくる)

▼12月9日、大阪地裁から特別送達で、11月14日に提出した、準抗告申立。(一) 押収物を返却せよ。(二) 今状の請求行為、および今状の発布は違法であるから、取消せしにせよ。12月7日付、棄却決定の通知が来た。その棄却理由は「当方の申立」の「押収物を返却せよ」には全く触れず、「二」の「今状発布取消し」のみをとりあげ、東京地裁「裁判官の今状発布行為については管轄の東京地裁へ出すべきもので、大阪地裁は管轄裁判所ではなく、不審法府から棄却」というので、内前払いで「裁判」を逃がっている。

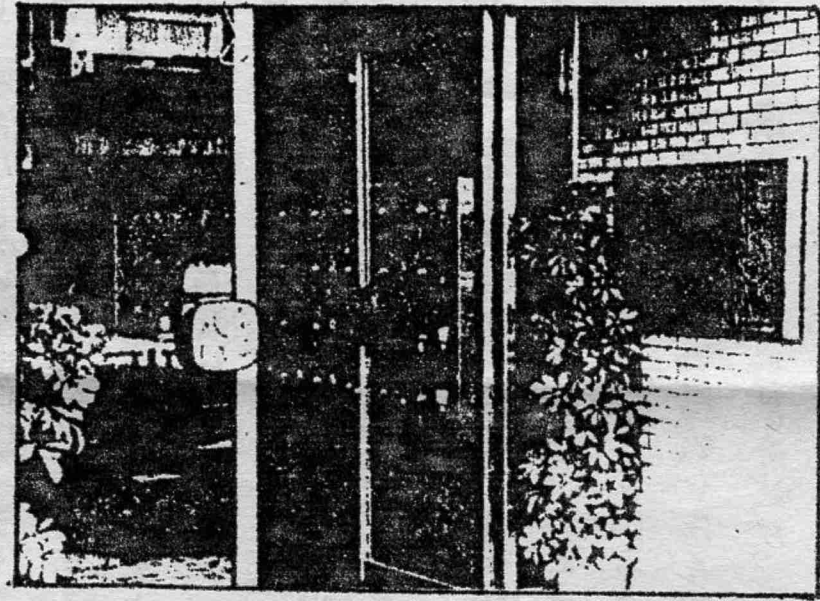
▲ふつこのケースとして、準抗告の決定までに警察が押収物を返却すれば、それが違法なものであつても、既に品物がもどつて以上、「法的な利益を欠く」という理由で、準抗告は棄却になる。ところが、今回の場合、「決定」が出たのは12月7日付であるとするれば、その時点で押収物は返却されてはいない。とすれば申立人居留所移り大阪地裁は、すくなくともその今状については当然決定を下す

「捜索違法」と準抗告  
▼大阪府の新聞発行者  
天宮閣下を風刺したパロディ新聞が東京のマンション女園内の集合郵便受けに投じ込まれた事件で、警察が住居侵入容疑で新聞発行者の大阪府阿倍野区旭町一、時人向井幸三(三十九)を捜索したため、同区に三人が十四日「捜索は戦前の不敬罪的取り締まりであり、違法」として押収処分を取り消すなどを求める準抗告を大阪地裁に申し立てた。

戦前の警察へ逆行してはいないか  
無職・永田 正郷 52 歳の内容だけで見ると、警視庁が独自の判断で行った。不敬罪の適用が出来ない。たまたま、特高警察時代を思い出させる不愉快な捜査で、だれかの指示があったら、その方がもっと恐ろしいことである。

戦前の警察へ逆行してはいないか  
無職・永田 正郷 52 歳の内容だけで見ると、警視庁が独自の判断で行った。不敬罪の適用が出来ない。たまたま、特高警察時代を思い出させる不愉快な捜査で、だれかの指示があったら、その方がもっと恐ろしいことである。

「押収を認め、申立ては棄却」とするにしても、又「押収は違法に付、返却せよ」となるにしても、いずれにせよ、その「決定」は今状の違法性についての判断を示さねばならない。となるとこれはエライコッチャとばかり、あえてその良さを「マカ」(裏面へつづく)



東京東白雲印刷所(パロディ新聞)の印刷機。印刷機がパロディ新聞を印刷している様子。

### 1975年 罪位50年忌年ステッカー記録

税金で暮らせる。いじめの奴からはケーンサツが、ニッポン国が守ってくれる。それでも天皇は人間なのである。

▼11月2日毎日新聞夕刊見出し「皮肉なつづり天皇非難」。「在位五十年式典を前に、天皇を皮肉なつづりに中傷するステッカーが出回っている。各府県警の調べによるとヒボウ文書は、概十センチ横八センチの黒ワケ付ステッカー。文面は八、九種あるとみられ「真戦も敗戦も告げた同じ顔」「砲火止み初めて人間の声を出し」...このほか天皇写真の上に「この顔みたら一〇番・罪状A級戦犯・アジア人民大屠殺」という手配書形式や、「(「呪」)と菊の紋章をあしらった「しつこいなあ、もうやめなれ一国民一同」の文面...」

▼11月7日朝日新聞朝刊見出し「ハワイで反対ビラ」。「ホノルル共同 五日天皇在位五〇年式典反対ビラがホノルル日本総領事館近くに貼られているのを、同館員が見つけた。ビラはいずれも黒ワケで縁どられ、真中に菊の紋章を印刷したもので天皇の戦争責任を追及している」

▼11月9日朝日新聞朝刊見出し「法度な天皇批判」。市風刺ビラをめぐり捜索。「天皇批判のステッカー配布を呼びかけただけで、軽犯罪法違反を理由に家宅捜索を受けたのは憲法に保障された言論表現の自由を封じ、市民運動を抑制するのだと、八日大阪府警に申し(準抗告)が

地裁に提出された。申立てたのは向井幸三さん...」

▼11月10日毎日朝刊見出し「香港にも式典反対のステッカー」。

「九日午前香港日本総領事館が入居しているガモンハウス支店二カ所に、同式典を攻撃する一四枚のステッカーが貼りつけられていた。...日本で印刷された世界各地に送られたらしい」

▼11月10日サウスチャイナモーニング。

「在位五〇年のきょう、香港警察と日本領事館は厳戒体制をとって、日本人学校は休校、日本人センターは保安自警体制をとって、ジェットロや日本航空も運航されている。空港も武

装車が駐まり、エプロンや滑走路にはショットガンをもった警官がパトロールしている」

▼11月11日ニューズ11月号(表)。

「...日本のこのステッカーは、十一月一日迄の間に日本全国一せい共同行動として千名以上の人々の手に渡り街頭に貼付された。またステッカーの一部は海外二十数カ所に送られた。我々の処にも到着したそれは、九日までの間に日本の外国公館周辺に、三回にわたって出現した人を驚かせた。即ちこの行動は世界中の人々が、日本の支配層に対し天皇制復活に対する戦いを開始した意味をもつものである」(M・K)

社会評論社 貝原 浩 企画  
シヨールは終つテンノ



（若面キ）して、内訌れいとした、としの古いようがない。つまりこの「決定」は、もし棄却理由が「法的利益を欠く」とするならば、日付が矛盾することになり、何より「中止」を、意図的に回避するということの大きな瑕疵をもっていると大層な疑問を、へこれ「特別座席」のものやで）

▼ 今回の棄却決定に際して出されたとうひつこの問題は、今状の「差押えるべき物」の項には、はつきりと『山』本件犯行に關係あると認められる号外新聞・同新聞原稿……と頭初に明記してある。『山』が「さり返る」というのはどういふことか。い

ら入るようなものを何故押収したんか。そんなもんを差押えるべき物として許可した今状が、あまりにもエエカゲンなもんやないか。そんなエエカゲンな今状でガササレては憲法改正もあつたらんやない。ここが露呈したこと。

▼ ーというわけで、年内にこの件について「国家賠償請求」の訴えを起すつもり。それについては、又改めてNO2で報告



# 決



秋山 清氏

▼ この写真は、ぼくの感じのなかにある秋山さんそのままで、じつとみつめてみると、じつまでも眼が放れようがない。このシヤツも肌手だが、ベレー帽と赤いシヤツがみく似合う秋山さんだった。

## 1985年

### 「御名御重」踏み絵ピラ事件始末

「御名御重」は生きている(?)。朕となつた元カミサマも生きている。天皇制はしっかり生きてつづけている。

1,300円 ショーは終つテンノー

- ① 手渡して十メートルもいかぬうちにクズ箱へホイが「ピラの運命」だった始めからいっせいでつづけてもらおうピラをつくれば、問題はないわけ。
- ② となると、ホイ捨てのゴミにもっともふさわしいのは、何といつてもアノ人。その顔写真をピラに大きく刷りこんで……
- ③ そのピラ、人ごみの路上にどんとん捨てて、通行人に踏んづけてもらおうとしたらどうなるやろか……それオモシロイ踏み絵やで。
- ④ というわけで罪位六〇年の新年一月一日から三日の間、全国各地およそ五百カ所、初詣での神社や映画館、ビルや降機などでバラまかれたピラ
- ⑤ 七万余枚、知る人ぞ知る。
- ⑥ ④と⑤でその全国一せいで共同行動に先立つ事の二月二七日、ピラ製作者岡井孝氏宅を襲ったのが大阪府警の家宅捜索。(お気の毒にもピラは既に各地へ発送済。残っているのは自家用の僅か四千枚弱だけ。で、その存疑はといえば、ナナント「御名御重」は「御名御重」)
- ⑦ 「夜忠良ナル国民ニ告グ、朕ハ日本國ノ象徴ニシテ、象徴ハ象徴ノ意ナレドモ、朕ノ象徴ハモノノ役ニ立ツベクモ非ズ。タダ朕座スルノミ、嗚呼、家朕家朕」の左端に入れた実物五分の一ほどの黒い印刷「御名御重」が、偽造やというわけ。
- ⑧ さすがは大逆不道。「殿前なら不敬罪モノ。こんなふざけたピラ一枚でも世間に出るのは恐れ多い」とばかり、つい戦前特高の根性ぬけされず、予防検束の事前強圧の本音、あまりにもむきだしてかくしようもない。
- ⑨ 早速「単抗告」を申立てたら、「どうあつてもこのピラに印刷した御名御重が本物に見える者がない。明らかに表現活動を未然に防止する意図と目的をもった違法捜査」という「決定」！ 大勝利。
- ⑩ 追いかけて次は「犯罪に当らぬのに差押令状を請求した警官と、令状を出した裁判官の行為の責任追及というこ

- ⑪ 「国家賠償請求訴訟」を提出。
- ⑫ 八六年五月大阪地裁の「判決」は、申立ての殆どを認め、国は六四万円を支払えーと違憲違法のガサをきびしく戒めるもので、さあマスコミがいっせいにかき立てる大さわぎ、これが世にいう御名御重事件というわけ。
- ⑬ 勿論、国と大阪府はずぐ控訴。それを承けた大阪高裁判決は、「ピラには偽造罪の嫌疑はないが、その印刷原板が別に使用できるという嫌疑があるとなれば違法と解する余地がないでもない……」という逆転敗訴!
- ⑭ さて最後の最高裁は?

### アナキズム詩人 秋山清氏死去

アナキズム詩人として知られる秋山清(あきま せい)氏が、十月四日午前六時四十分、呼吸不全のため、東京都豊島区東大田の自宅で死去した。八十四歳。故人の遺志で葬儀・告別式は行わない。自宅は三層市大沢四の一六の二五。遺族は長男雁太郎(がんだろ)氏。

福岡県生まれ。日大社会学科中退。大正十三年、アナキズム系の詩誌「詩戦行」創刊に参加。その後「黒色戦線」などの同人として多くの詩、エッセイを発表。

戦後の昭和二十一年、金子光晴、小野十三郎、岡本潤ち

式は行わない。自宅は三層市大沢四の一六の二五。遺族は長男雁太郎(がんだろ)氏。

福岡県生まれ。日大社会学科中退。大正十三年、アナキズム系の詩誌「詩戦行」創刊に参加。その後「黒色戦線」などの同人として多くの詩、エッセイを発表。

戦後の昭和二十一年、金子光晴、小野十三郎、岡本潤ち

▼ 秋山さんはアナキズムの詩人ではない。数すくない、そしてまじりなくアナキストの詩人だった。

戦後、一度して日本アナキスト連盟に加わり、アナキスト解まで、機関紙、自由連合、の編集を担った。約半まで、56年、いやもつと……

▼ 『イオム同盟詩集』は秋山さんが引受けて印刷発行してくれたものだ。山生意気な風くらには、秋山さんの諷刺を当然のように思い、校正や装幀など雑務をわけてもらって、何も気が付かなかった。もう30年ほど前のことだ。

▼ 昨年急死した笹本雅敏くんに遺書内容を頼んで、85年の晩秋、多摩の病院を訪ねたのが、秋山さんとの最後はなつた。「ひよつとして、誰だか更分けがつかないかもしれませく」と云われたが、秋山さんはお入部歴が長い病室ベッ卜にひとり大起きで、こつちを向いてすわっていた。

あまかけると「やあ向井くん」といきなりかわれて言葉がつかまつた。すこしやせてはたくおびいすえらしくなっていたが、その姿は思い出したくない。語の口は、以前と変わらなかつた。「詩集出しましたか。ぼくはやつとこのごろアナキズムを真正面から取あげてかける気になつてきました。いつまであられますか。ゆっくりして下さい」面会制限時をすびてるので、もう帰らねば」というと、「じやあ送りがてらお茶でも」と立ちあがろうとして、スタンとベントに腰を落とす。寝衣の帯にしろい線がついていまベントのパイプに結びつけてある。すべほどけやうなのた、ほどこのとをせす。「じやあぼくはここでー」と云つた。

▼ ふう子さん、4日朝突然下血。原因が判らないので、(1)の朝もすし下血あつた。15日19日と「腸の精密検査」をすする。

▼ 「ショーは終つテンノー」にのせた川文誌載。この本100円は安い!

▼ 此前ライオム早数回は誤、列加正

▼ いま布留川信さんの死をきいた。アナキスト史のなる布留川信さん最後の人。1985